質問第二八号昭和二十七年四月二日提出

超過供米代金等の免税に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年四月二日

衆

議

院

議

長

林

讓

治

殿

提出者 梨 木 作 次 郎

超過供米代金等の免税に関する質問主意書

政 の府は、 供米促進のため供 出促進奨励 金、 超 過 供出奨励金の交付の措置を講じてきたが、 最近にいた

り、匿名供出に対する免税措置を決定した。

早場米地帶たる石川県の農民は、 政府の要請に応え、すでに相当量の超過供出をした。 しかるに政府は匿

名供出だけを免税とし、 超過供出に関する課税方針がきわめて明確を欠き、そのため急いで供米した正 直

者が馬鹿を見、 供米を澁つていた者ほど、 あとからの奨励制度にありつける結果となつてい る。 政府 は す

みやか に 般超過: 供 出に対しても免税措置を講ずべきであると考えるが、 次の諸点につき、 その方針を明

らかにされたい。

般超過供出米代金並びにその奨励金に対する課税をどうするのか。

九○%以上一○○%までの供出米代金並びにその奬励金も一般超過供出と同じように免税すべきで

あると思うが、どうするのか。

三 匿名供出米代金並びにその奨励金に対する課税をどうするのか。

右質問する。